



なかなか減らない！

新聞の訪問販売に関するトラブル



全国で新聞の訪問販売に関する相談について、この**10年間、毎年約1万件前後の消費者苦情**が寄せられているよ。契約者の平均年齢は年々高くなっていて、**高齢者のトラブルが問題化**しているんだ。注意してケロ！



県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

問題点

- ◆ 高齢者に長期間や数年先からの契約を勧める
- ◆ 勧誘時に景品表示法で定められた上限以上の景品を提供し契約させる
- ◆ 勧誘時には中途解約できると説明するのに、解約を認めない
- ◆ 中途解約を申し出ると、高額な解約料や景品の代金を請求される
- ◆ 販売目的を告げずに訪問し、強引に契約を迫る

アドバイス

- 長期の契約や数年先からの契約は避ける
- 不用意にドアを開けない、きっぱり断る
- サインをする前に契約書に記載された内容をよく確認する
- 高額な景品を受け取らない、景品につられて契約しない
- 高齢者の場合は家族や周囲の見守りが必要

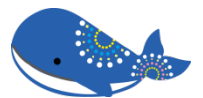
望まない契約はクーリング・オフができる場合もあります。

不安なときは近くの消費生活相談窓口

消費者ホットライン「188（いやや）」番に相談してください。



7月・8月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	7月11日(水) 8月8日(水)	14:30～16:30	023-624-0999



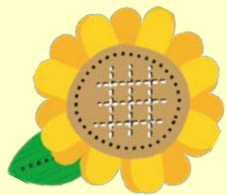
刈払機(草刈機)の事故に注意!



夏場は草刈りや庭木の手入れを行う機会が多くなります。刈払機は手軽に使える便利な機器ですが、鋭利な刈刃が高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの重篤なケガにつながる危険性があります。刈払機を使う際は以下の点に気を付けましょう。



- ◇ ヘルメット、保護メガネ、手袋など保護具を装着し、事前に機器の点検を行う
- ◇ 作業前に小石や枝、硬い異物などを除去し、近くに人がいないか確認する
- ◇ 障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ねに注意する
- ◇ 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う
- ◇ 家族や周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか、作業中も意識する
- ◇ 作業中は子どもを近づけないようにし、終了後はすぐに子どもの手の届かないところへ片付ける



室内でも熱中症!?

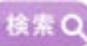
予防を心がけましょう



- 高齢者は屋外ばかりでなく、室内にいても熱中症になるケースがあります。エアコンや扇風機を上手に使い高温多湿にならないように注意しましょう。
- 高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくくなっているため、自覚がないまま重症となる傾向があり、より一層の注意が必要です。
- のどが渇いてから水やお茶を飲むのではなく、あらかじめ時間を決めるなどルールを決めて意識的に水分をとるようにしましょう。
- 熱中症を疑う症状がある場合は、涼しい場所に移動させ、衣服をゆるめて体を冷やし、水分と塩分を与えるようにしましょう。意識がない場合は救急車を要請しましょう。

山形県消費生活センター



〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)
《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時
《電話番号》 023-624-0999
ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン < **188番** > もご利用ください。